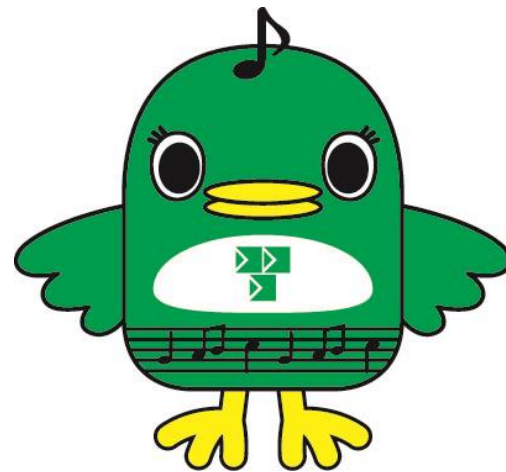


審議 (2)

# 産前産後保険料 免除制度について



1

令和 5 年 9 月 2 8 日  
協働経済部 国保年金課

## 導入の趣旨

現在、国民健康保険制度の保険料は、加入者が等しく負担する均等割と所得に応じて負担する所得割により設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。また、未就学児に対しては、均等割保険料の5割軽減が講じられている。

今後は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。

国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る均等割保険料及び所得割保険料を免除する方針が示され、令和5年5月12日に「**全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律**」が成立。



各市町村は、条例で、出産する被保険者に係る保険料（産前産後期間相当分※）に対して均等割・所得割の免除を行う。

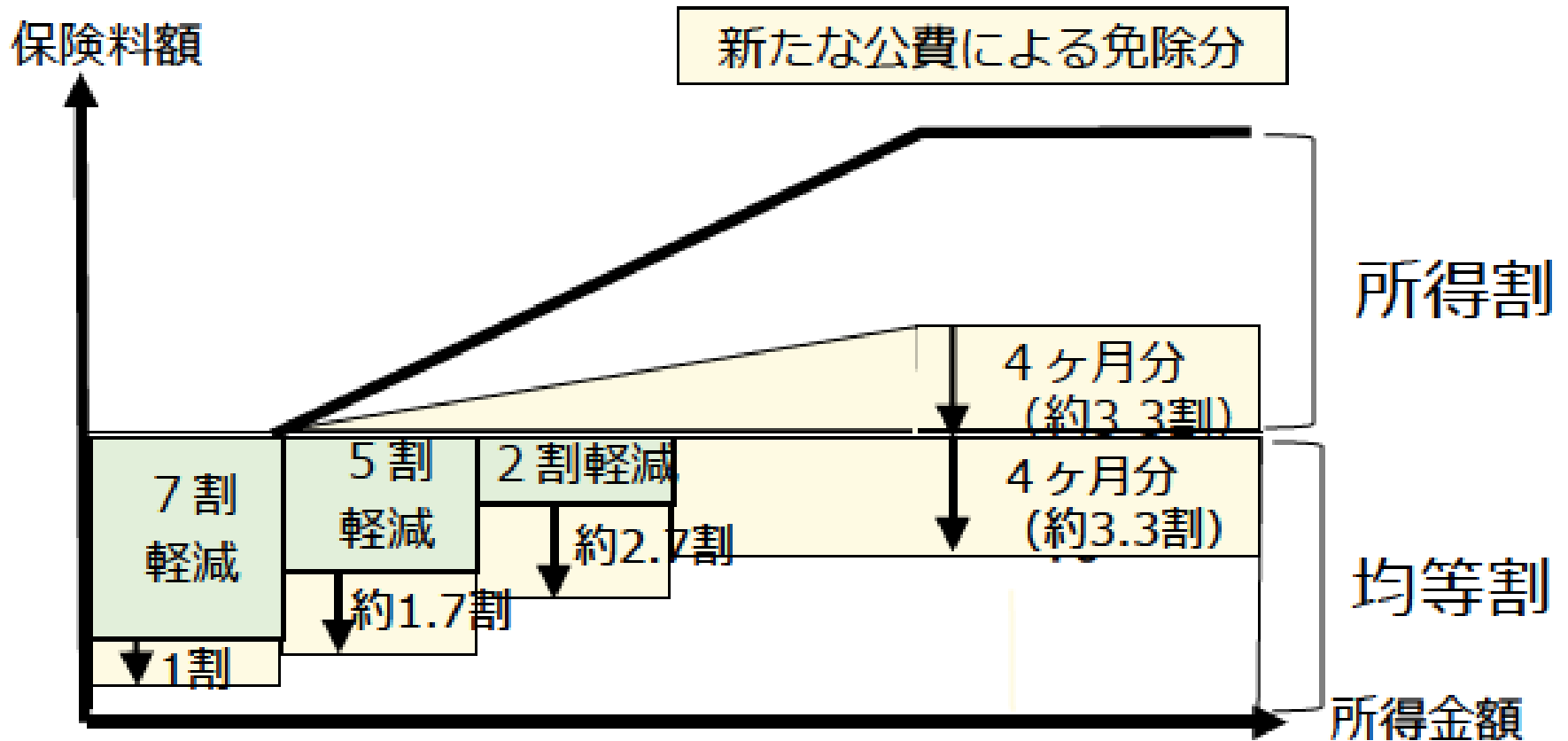
※4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）



なお、この保険料の免除分は、国が1/2を、県が1/4を、市町村が1/4を負担することとされた。

# 出産時における保険料負担 軽減イメージ

※12か月加入・単胎妊娠（4か月間免除）の場合



## ○所得割額



## ○均等割額

- 7割軽減の場合（1割免除） (従来の7割軽減)

		(従来の7割軽減)	
医療分	21,700円	6,510円	 <b>4,340円</b>
支援金分	12,500円	3,750円	 <b>2,500円</b>
介護分	15,500円	4,650円	 <b>3,100円</b>

• **5割軽減の場合**（約1.7割免除）（従来の5割軽減）

医療分	21,700円	10,850円	➡ <u>7,161円</u>
支援金分	12,500円	6,250円	➡ <u>4,125円</u>
介護分	15,500円	7,750円	➡ <u>5,115円</u>

• **2割軽減の場合**（約2.7割免除）（従来の2割軽減）

医療分	21,700円	17,360円	➡ <u>11,501円</u>
支援金分	12,500円	10,000円	➡ <u>6,625円</u>
介護分	15,500円	12,400円	➡ <u>8,215円</u>

• **軽減なしの場合**（約3.3割免除）（従来の軽減なし）

医療分	21,700円	—	➡ <u>14,539円</u>
支援金分	12,500円	—	➡ <u>8,375円</u>
介護分	15,500円	—	➡ <u>10,385円</u>

令和5年度（令和6年1月～3月）見込

- ・保険料免除措置の被保険者数・・・17人
- ・保険料免除措置の軽減額合計・・・45万9千円  
（年間では68人、183万6千円）

## 国民健康保険条例の改正

国民健康保険法及び

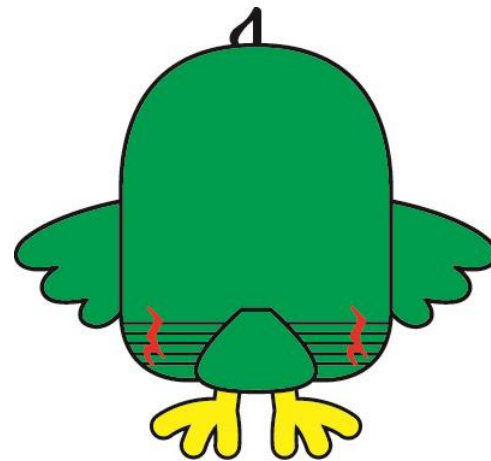
国民健康保険法施行令等の改正に伴う改正。

令和6年1月1日から施行し、

令和5年11月以降に出産した被保険者から対象となる。

審議 (2)

# 産前産後保険料 免除制度について



終